複写機の賃貸借契約書(案)

島根県(以下「借主」という。)と (以下「貸主」という。) とは、「複写機仕様 I 及び II 」に基づき次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
 - (1) 件 名 複写機の賃貸借及び保守
 - (2) 機 種 名 機種名及び機器構成表のとおり
 - (3) 契約単価※ **モノクロ** 1複写当たり 金 円 **フルカラー**1複写当たり 金 円

※消費税及び地方消費税を除く額

- (4) 契約台数 1台
- (5) 契約期間 令和8年2月1日から令和12年1月31日まで
- (6) 納入場所 広島県広島市中区基町 11-10 合人社広島紙屋町ビル1階 島根県広島事務所
- (7) 契約保証金

(請求及び支払)

- 第2条 貸主は、毎月末日に借主の確認を受けて複写枚数を算出し、当該枚数に前条第3号に定める契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算し、 書面により、翌月初めに借主に請求するものとする。この場合において、その金額に円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- 2 貸主は複写枚数の算出に際して、貸主の責めに帰すべき原因による不良複写及 び保守にあたって使用したテストコピーに相当するものとして、複写機ごとに一 箇月の複写カウンター数のうち、モノクロについては 2.0%、フルカラーについ ては 3.0%の複写枚数を控除するものとする。なお、この控除する枚数に 1 枚未 満の端数があるときは、その端数枚数を切り上げるものとする。
- 3 借主は、第1項の規定により、貸主から適法な支払請求書を受理したときは、 その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第3条 借主は、正当な理由によらないで前条に規定する期間(以下「約定期間」という。)内に代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率)を乗じて計算した遅延利息を貸主に支払わなければならない。

(消耗品の供給)

- 第4条 ドラム・現像剤については、複写品質維持のため貸主が必要と認めたとき 又は借主の通知に基づき、貸主がこれを取り替えるものとする。
- 2 その他の消耗品については、貸主の巡回等により予備手持量の不足や消耗品の 交換時期を知ったとき又は借主の申し出により、貸主は当該消耗品を供給するも のとする。

(複写機及び消耗品の善管注意義務)

- 第5条 複写機及び消耗品の所有権は貸主に属し、借主はそれらを善良な管理者の 注意義務をもって使用、管理しなければならない。
- 2 借主は、複写機の原状を変更するような行為及び消耗品を他に流用してはならない。

(危険負担)

第6条 借主に引渡し前に生じた複写機及び消耗品の亡失、き損等は、すべて貸主 の負担とする。

(担保責任)

第7条 借主は、複写機の引渡し及び消耗品の供給を受けた後に、当該複写機及び 消耗品に隠れたかしを発見した場合は、貸主の負担において、これを代品と取り 替えさせることができる。

(契約内容の変更等)

- 第8条 借主は、必要があると認めるときは、貸主と協議の上、この契約の内容を 変更し、又は履行を一時中止させることができる。
- 2 前項の規定により契約単価を変更するときは、借主貸主協議して定める。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第9条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規程による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、借主は、この契約を変更又は解除することができる。

(協議解除)

- 第10条 借主は、必要があるときは、貸主と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 借主は、前項の解除により貸主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

- 第11条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部 を解除することができる。
 - (1) 貸主が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき。
 - (2) 貸主が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。
 - (3) 貸主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(損害賠償)

第 12 条 借主貸主いずれか一方がこの契約に違反した場合又は前条の規定により この契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えた ときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、動産総合保険で填補された損害に対しては前項の規定に 拘わらず、貸主は借主に請求しないものとする。

(違約金)

- 第13条 借主は、第11条の規定により、この契約を解除したときは、次項に定める式により算出する金額の百分の十に相当する金額を違約金として貸主に請求することができる。
- 2 前項において定める違約金の算出に用いる計算式は、次のとおりとする。 第1条第3号の契約単価×使用予定枚数×解除に係る契約台数×残りの契約月 数

ただし、第1条第3号においてモノクロ及びフルカラーの契約単価を定めた場合は、上記計算式によりそれぞれ算出した金額の合計金額とする。

3 借主は、第11条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を貸主に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第14条 貸主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ借主の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(修理等による搬出)

第 15 条 この契約期間中に修理等のため搬出が必要となった場合、貸主は内蔵されたHDD等の記録メディアのデータを復元が困難な状態まで消去し、借主にデータ消去完了終了後に証明書等を提出しなければならない。

(複写機及び消耗品の返還)

- 第16条 この契約が終了し、又は解除になった場合は、借主は複写機及び消耗品を 速やかに貸主に返還しなければならない。
- 2 貸主は、内蔵されたHDD等の記録メディアのデータを復元が困難な状態まで 消去し、借主にデータ消去完了終了後に証明書等を提出しなければならない。ま た、借主は原則立ち会いのもとHDDの復元ができないことを確認することとす る。

(秘密の保持)

第 17 条 貸主は、この契約による業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、貸主の負担とする。

(協議)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、借 主貸主協議してこれを定めるものとする。 この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、借主及び貸主の両者記 名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

借主 広島県広島市中区基町 11-10 合人社広島紙屋町ビル 1 階 島根県 島根県広島事務所長 中道 弘明

貸主

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 貸主は、島根県暴力団排除条例(平成22年島根県条例第49号)の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 貸主は、本契約に係る業務の下請又は再委託(貸主が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 借主は、貸主又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る 暴力団排除措置要綱(平成23 年島根県告示第454 号)第4条第1項の規定によ り入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

- 第4 貸主は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入 の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、借主に報告すると ともに警察に通報しなければならない。
- (2) 貸主は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ち に警察に通報するとともに貸主に報告するよう指導を行わなければならない。
- (3) 貸主は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、借主と協議しなければならない。
- (4) 不当介入等を受けた貸主又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、借主は貸主に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。